

山鹿市・和水町定住自立圏連携事業企業ガイダンス運営業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、山鹿市・和水町定住自立圏連携事業企業ガイダンス運営業務を委託するため実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名：山鹿市・和水町定住自立圏連携事業企業ガイダンス運営業務委託
- (2) 業務内容：別紙仕様書のとおり

※なお、別紙仕様書における業務内容は、基本的な事項を示したものであり、本プロポーザルで決定した受託者の企画提案により調整するものとする。

- (3) 履行期間：契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3. 業務に要する費用（見積限度額）

8, 0 0 0, 0 0 0 円（税込み）

※参考見積書の金額が業務に要する費用を超過した場合は失格とする。

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 市に、令和7～9年度物品購入・役務・賃貸借契約に係る一般競争入札等参加資格審査申請（指名願）を提出し、資格者名簿に登録されていること。なお、登録されていない者は、山鹿市役所総務部防災監理課へ令和7年9月26日（金）17時までに入札参加資格審査の申請を行うこと。
- (2) 山鹿市工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年告示第122号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。
- (6) 人員配置等、十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有すること。

5. 質問の受付及び回答

- (1) 質問等については、質問書（様式1）により提出すること。

- ① 提出期限：令和 7 年 9 月 1 9 日（金）
 - ② 提出場所：「14. 担当部署」に同じ
 - ③ 提出方法：電子メールで提出。提出後、送信確認の電話連絡を行うこと。
- (2) 回答については、随時市ホームページに掲載し、個別に回答は行わない。
- (3) このプロポーザルに関する説明会は実施しない。

6. 参加表明の手続

- (1) 本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等を提出すること。
- ① 提出期限：令和 7 年 9 月 2 6 日（金） 1 7 時必着
 - ② 提出場所：「14. 担当部署」に同じ
 - ③ 提出方法：持参又は郵送（書面及び電子データ（PDF形式）で提出）
- (2) 提出書類（各 1 部）
- ① 参加表明書（様式 2）
 - ② 会社概要書（様式 3）
- (3) 参加表明書の提出日以降に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式 4）を提出すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

7. 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 参加表明書を提出し受理された者は、企画提案書等を提出すること。なお、見積書には代表者印を押印すること。
- ① 提出期限：令和 7 年 1 0 月 3 日（金） 1 7 時必着
 - ② 提出場所：「14. 担当部署」に同じ
 - ③ 提出方法：持参又は郵送（書面及び電子データ（PDF形式）で提出）
- (2) 提出書類（原本各 1 部、副本各 1 0 部）
- ① 企画提案書（任意様式）
 - ② 業務実績調書（様式 5）
 - ③ 実施体制調書（様式 6）
 - ④ 工程表（様式 7）
 - ⑤ 見積書（任意様式）
- (3) 見積書については、業務内容に沿って積算した内訳を明記し、消費税込みの金額を記載すること。

8. 審査方法及び受託候補者の選定

プロポーザルの審査方法は、書類による第 1 次審査とプレゼンテーション等による第 2 次審査を行い、山鹿市・和水町定住自立圏連携事業企業ガイダンス運営業務委託に係るプロポーザル審査委員会において受託候補者を選定する。

(1) 第1次審査

提出された企画提案書等を審査し、第2次審査に進む上位3者を決定する。ただし、提案者が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類及びプレゼンテーション等による審査を実施する。

① 審査日

令和7年10月8日（水）（予定）

② 結果通知

提案者全員に審査結果を電子メールにより通知する。なお、第2次審査に進む事業者のみ、プレゼンテーション等を実施する日程等を連絡する。

(2) 第2次審査

第1次審査により選定された者に対し、企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

① 審査日

令和7年10月15日（水）（予定）

② 実施方法

- ・1者ずつの呼び込み方式とし、持ち時間は説明20分、質疑応答10分、計30分とする。
- ・スクリーン及びプロジェクターは山鹿市で用意するが、その他パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は、企画提案者が準備すること。
- ・提案者の出席は2名以内とする。

③ 結果通知

提案者全員に審査結果を書面により通知するとともに、受託候補者として選考された事業者を市ホームページに掲載する。

9. 審査基準及び配点

評価項目	評価基準（視点）	配点
① 業務実績 （※）	・同種、類似事業の受託実績があり、総合的な企画力及び安定的な経営能力があるか。	5点
② 履行体制 （※）	・責任者や担当者の経歴や人数、委託者職員との連携（打合せ等）を含めて十分な体制が確保されているか。	5点
③ 工程（※）	・実現性が高い工程で、役割分担や業務内容が明確かつ妥当性があり、業務ごとの詳細工程は効率的か。	5点
④ 内容全般 （※）	・具体的な計画の提案があり、創意工夫に溢れる魅力的な提案となっているか。	10点

評価項目	評価基準（視点）	配点
⑤ 見積金額 (※)	・ 最低提案見積額÷提案見積額	5 点
⑥ 業務理解	・ 業務の背景や目的を十分に理解し、達成が期待できるか	5 点
⑦ 遂行方針	・ 委託者の地域特性や課題を的確に把握し、方針が整理されており、目的に即した提案がなされているか	10 点
⑧ プレゼンテーション・ヒアリング	・ 本業務に取り組む強い意欲と積極性が感じられ、説明や質問等への対応が的確で、提案書を補完するものとなっているか	15 点
⑨ 提案内容	・ 事業開催に向けて実現性が高く、参加企業を募る方策は適当かつ効果的か ・ 参加者双方（企業・学校）にとって、具体的で有益な方策が提示されているか ・ ガイダンスの企画・実施に関して、効果的に遂行することができ、企業認知度を高めるための新たな取り組みなど具体的な独自提案がなされているか ・ 参加者を安全に送迎するための交通手段の確保及び安全に運営するため参加者の動線を考慮した上でスタッフの配置が可能か	40 点
合 計		100 点

(※) 第1次審査での評価項目（①から⑤）。ただし、第1次審査を省略する場合は、第2次審査において全ての項目を審査するものとする。

10. 日程

1	実施要領等の公表	令和7年8月29日（金）
2	質問の受付	令和7年9月19日（金）まで（随時回答）
3	参加表明書の提出	令和7年9月26日（金）17時まで
4	企画提案書の提出	令和7年10月3日（金）17時まで
5	第1次審査	令和7年10月8日（水）（予定）
6	第2次審査（プレゼンテーション）	令和7年10月15日（水）（予定）
7	結果通知	令和7年10月中下旬（予定）
8	契約締結	令和7年10月中下旬（予定）

11. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーションに出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書のアmountが、3.業務に要する費用（見積アmount額）を超過したもの

12. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行う。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

13. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された書類は山鹿市情報公開条例及び山鹿市個人情報保護法施行条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (6) 提案者が1者のみの場合でも、市が設定する基準点（6割）以上の場合は受託候補者とする。

14. 担当部署（提出・問合せ先）

〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3

山鹿市役所 商工観光部 商工政策課

電話：0968-41-5643

E-mail：kigyoushou@city.yamaga.kumamoto.jp